

平成28年度 後方支援医療機関支援事業の概要



高次の救急医療機関からの転院の受入れについて県が補助する事業です。

1 目的

高次の救急医療機関(救命救急センターを設置する医療機関等)に緊急入院した患者について、他の医療機関でも対応可能な場合に、他の医療機関が当該患者の転院を速やかに受け入れることで、高次の救急医療機関の負担軽減及び緊急入院の円滑な受入れを促進する。

2 概要

高次の救急医療機関に緊急入院した患者の転院の受入れに関し、あらかじめ協定を締結した医療機関(後方支援医療機関)に対し、前年度実績を上回った受入件数に応じた補助を行う。

【補助対象転院】

高次の救急医療機関に下記により緊急入院した患者に係る転院

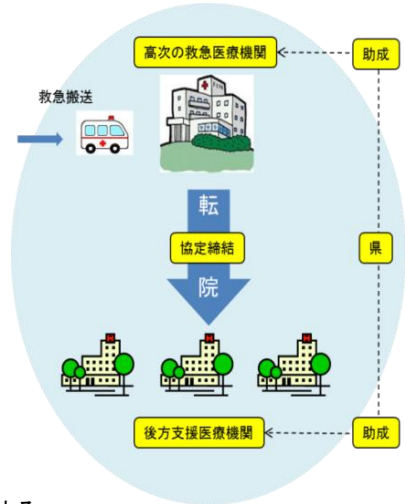
- (1) 救急車による搬入
- (2) 他の手段(徒歩、自家用車等)により高次の救急医療機関を受診し、医師が診察等の結果、緊急に入院が必要と認めた場合

【補助額】

- (1) 高次の救急医療機関からの転院受入の総数に関し、前年度より増加した件数
1件あたり 10,000円
- (2) 高次の救急医療機関に入院後、14日以内の転院受入れに関し、前年度より増加した件数
1件あたり 20,000円

【協定の内容】

- (1) 目標転院数
- (2) 転院患者について情報提供すべき内容
- (3) 受入患者の急変時における高次の救急医療機関の受入、など



※ このほか、高次の救急医療機関に対し、協定の締結等にかかる経費の一部を補助する。

3 対象者

- (1) 後方支援医療機関
高次の救急医療機関に緊急入院した患者の転院の受入れに関し、あらかじめ協定を締結した医療機関
- (2) 高次の救急医療機関(平成28年4月1日時点)

区分	医療機関名
①救命救急センターを設置する医療機関 (防衛医科大学校病院を除く)	さいたま赤十字病院、埼玉医科大学総合医療センター、深谷赤十字病院、川口市立医療センター、獨協医科大学越谷病院、埼玉医科大学国際医療センター、自治医科大学附属さいたま医療センター※2
②搬送困難事案受入医療機関 支援事業の対象医療機関※1	三愛病院、新久喜総合病院、埼玉医科大学病院、戸田中央総合病院、上尾中央総合病院、埼玉石心会病院、イムス富士見総合病院、秀和総合病院、済生会川口総合病院※3、行田総合病院※3

※1 重症患者が2以上の医療機関に受入れを断られた場合に、原則として受け入れる協定を締結した二次救急医療機関。

※2 自治医科大学附属さいたま医療センターは、平成28年4月1日から救命救急センターを設置する医療機関となった。

※3 済生会川口総合病院及び行田総合病院は平成28年4月1日から搬送困難事案受入医療機関となった。

4 事業スケジュール(予定)

月	H28 4月	5月	6月	H29 1月	2月	3月	4月	5月
後方	4月下旬 事業参加意向回答	4月~5月 連携先医療機関の協定締結・調整	6月末まで		2月 交付申請	3月末 実績報告	5月 補助金受領	
高次			県へ協定書(事業計画)提出		2月 交付申請	3月末 実績報告	5月 補助金受領	
県	4月中旬 事業参加意向照会	5月中旬 高次の医療機関へ調査結果送付				3月 交付決定	5月 補助金交付	